

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人慈母会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(役員報酬等の支給基準)

第3条

役員等が理事会及び評議員会に出席したときには、別表1に定める報酬を支給する。

- 2 役員等が理事会及び評議員会に出席する日以外の日において、法人の業務にあたった場合は、別表1に定める報酬を支給する。

(出張旅費)

第4条

役員等が法人の業務のために出張する場合は、別表2によりその費用を旅費として支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後に支給する。ただし、状況に応じては、事前に概算で支給し、出張終了後に精算することができる。
また、その場合必要経費として認められない用途と判断された場合は、その分の支給はしない。
- 4 役員で法人運営の事業所に勤務している者は、職員として就業規則に記載されている出張旅費を適用する。

(改正)

第5条

この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

付則

この規程は、平成21年10月1日より適用する

平成29年 7月1日 改訂

平成30年12月1日 改訂

令和 2年 7月1日 改訂

令和 3年 4月1日 改訂

別表1(役員等の報酬)

(1) 理事

名称	報酬額	実費弁償費
理事会出席(日額)	10,000円 (源泉徴収税あり)	支給なし

※各年度ひとり当たり、総額10万円を限度とする。

(2) 監事

名称	報酬額	実費弁償費
理事会及び評議員会出席(日額)	10,000円 (源泉徴収税あり)	支給なし
監事監査等監事業務で出勤(日額)	10,000円 (源泉徴収税あり)	支給なし

※各年度ひとり当たり、総額10万円を限度とする。

(3) 評議員

名称	報酬額	実費弁償費
評議員会出席(日額)	10,000円 (源泉徴収税あり)	支給なし

※各年度ひとり当たり、総額10万円を限度とする。

別表2(旅費)

名称	項目	費用等
旅費	実費を支給する。ただし、1泊13,000円を限度とする。	その他交通費等実費